**多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託**

**仕様書**

**１　業務名**

多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託

**２　目 的**

交通空白地域の解消と地域の実情に応じた新たな地域交通の実現に向け、ＡＩオンデマンド型交通の有用性等を検証、また、町内への本格導入に向けた実現可能性を探るために　AIオンデマンド型交通の実証実験を実施する。

**３　業務期間**

　契約締結の日から令和8年1月31日まで

**４　業務に係る実施体制及び責任者**

　受注者は、業務実施における責任者を定め、本業務に関する代表者として、発注者に　　　本業務の進捗管理を漏れなく行い、緊急の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにすること。

**５　運行区域**

　運行区域は、「別紙１：運行区域図」のとおりとする。

**６　運行方法**

　運行方法は、ドア・ツー・ドア方式又はハイブリッド方式（乗降ポイント方式及びドア・ツー・ドア方式を組み合わせたもの）とし、利用者からの事前予約に基づき、乗合方式で 運行を行うものとする。

**７　業務内容**

　AIオンデマンド型交通の実証実験を運行区域内で実施するにあたり、それに必要となる次の業務を行うものとする。なお、見積書作成にあたっては別紙２を参考にすること。

（１）システム導入業務

①システムの導入

「８システム要件」及び「９運行概要」を基に、発注者との協議により決定すること。

②システム及び車載端末等の操作説明講習等の実施

システムの導入に加え、実証運行前に予め、発注者及び運行委託事業者へシステム　及び車載端末等についての操作説明講習を実施すること。

なお、操作説明時に必要な操作マニュアル等は受注者で準備すること。

③システム保守・運用業務

システム及びシステムの運用に必要となる車載端末等の運用、保守、管理、故障時等の対応は、運行に支障のないように早急に行うこと。

　　　なお、導入後のシステムの運用・保守等に係る費用については、本業務の委託限度額には含まないものとするが、公募型プロポーザルの審査において、価格評価の対象とするため、その費用について、令和8年4月から令和9年3月の1年分の見積価格を見積書に記載すること。また、システム等の使用料が発生する場合も同様とする。

④システム等のトラブルへの対応

　　　発注者及び運行委託事業者からのシステム障害、端末故障等に関する問い合わせの対応を行うこと。

　　　なお、トラブル対応は、発生の都度協議を行い対応する。ただし、早急な復旧を行う　　ため、緊急時の連絡体制及び緊急時のマニュアルを受注者で作成すること。

（２）伴走支援業務

①事業立ち上げのための支援・調整

事業の立ち上げにあたり、町民、運行委託事業者、関係団体等に対する説明会や協議など、必要なサポートを行うとともに、必要に応じてパンフレットやマップの作成など、包括的な業務支援の実施及び事業に統一性を持たせるためのトータルデザインの提案を行うこと。

②運行車両のラッピングデータ作成

利用者が、本業務の車両であると認識しやすいラッピングデザインを作成すること。　（車両については、「トヨタ・シエンタ」や「ホンダ・フリード」を想定。）

　　　デザインやデータ形式等は、発注者と協議の上決定すること。

なお、デザインデータ作成に係る経費は本業務の見積額に含めることとするが、　　ラッピング費用は発注者が別途負担するため、本業務の見積額に含めないこと。

③利用促進支援

利用者登録に向けたチラシ等の作成やプレスリリース、住民説明会の実施に係る　企画立案や資料準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。また、必要に応じ住民説明会への同席を依頼する場合がある。なお、チラシ等のデザインデータ作成に係る経費は、本業務の見積額に含めることとするが、印刷費用は発注者が別途負担するため、本業務の見積額に含めないこと。

④利用者アンケート実施に係る相談・支援・集計

本事業の効果検証のため利用者アンケート調査を実施するにあたり、アンケート　項目の設定等の必要事項に関し、相談・支援を行うこと。また、回答の集計も行う　　こと。なお、アンケートの印刷・配布・回収に係る費用は、発注者が負担するため、本業務の見積額に含めないこと。

⑤実証実験結果のとりまとめ・評価

受注者は、アンケート調査や配車システム等から得られたデータを整理、分析し、　本格導入に向けた計画（サービス内容、車両台数、運営体制など）を提案すること。

⑥打合せ協議

　　　本業務の着手時、中間、成果品提出時のほか、必要に応じて実施する。オンラインを　　活用した打合せも可能とする。

**８　システム要件**

　運行に必要なシステム要件は次のとおりとする。ただし、現時点での暫定的なものであり、　　優先交渉権者との協議の上、最終決定するものとする。

（１）システムの提供範囲

①1台の車両がデマンド運行を行う体制とすること。

②車両及び運転手は、発注者が別途運行委託事業者と協議の上、用意する。

③車載端末等（ＳＩＭカード、その他車載端末付属品含む）については、運行車両1台分と予備1台の計2台とし、所要額を見積額に含めること。なお、車載端末に係る通信費については、発注者が別途負担するため、本業務の見積額に含めないこと。

④コールセンター運営に必要となるシステムや機器等は、受注者が調達することとし、 その所要額を見積額に含めること。なお、コールセンター運営に係る費用については、発注者が別途運行委託事業者と協議の上、契約するため、本業務の見積額に含めないこと。

⑤その他必要な稼働環境整備物を見積額に含めること。

（２） 基本要件

①予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）

ア　システムはクラウド型システムとして構築すること。（本町庁舎内等にサーバーを設置することはできない。）

イ　利用者登録後にデマンド型交通を利用できることとするため、利用者の事前　登録を可能とし、利用者からの予約による運行とすること。

ウ　利用者が電話、ＷＥＢページまたはアプリにより利用者登録、乗車受付の登録・変更・取消、利用者情報の編集等を行えること。電話による場合は、オペレーターが利用者に代わり登録等の作業を行えること。

エ　利用者からの予約を受け付け、その内容を遅滞なく運行車両に配信できること。

オ　運行エリアと乗降ポイントの追加・削除ができること。

カ　利用者情報、乗降ポイント情報、予約情報、運行実績等の運行データを蓄積し、必要に応じてレポーティングが可能なこと。

キ　将来的な増車や運行エリアの拡大等があった場合も対応できるシステムであること。

②ドライバーシステム（車載端末）

ア　運行車両内の車載器画面で、送迎に必要な情報（予約状況・利用者情報・乗降順等）が確認できること。

イ　地図上で、乗降場所と運行経路を確認できること。

ウ　GPS機能を搭載し、随時、オペレーターが運行車両の位置情報を把握できる　　こと。

③運行管理機能（管理者システム）

ア　運行車両の予約状況、利用者情報等が確認でき、必要に応じて、登録・修正・　　削除ができること。

イ　車両の現在位置、利用者の乗合状況等の運行情報がリアルタイムで確認できること。

ウ　乗降ポイントの追加・削除ができること。また、地図上で乗降ポイントの位置が確認できること。

④利用者用予約システム

ア　システム上（またはアプリ上）で、配車を予約し、予約確定の確認ができること。

イ　システム上（またはアプリ上）で、予約のキャンセルができること。

ウ　乗降ポイントは、文字検索または地図上で選択できること。

エ　システムは、iOS・Android双方に対応すること。

９　運行概要

運行概要については、次の表のとおり。ただし、現時点での暫定的なものであり、発注者・受注者・運行委託事業者で協議の上、変更となる可能性がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施時期 | ・システム構築及び準備期間契約締結日～令和７年９月３０日・実証運行期間令和７年１０月１日～令和８年１月３１日※期間終了後も継続する可能性あり |
| 運 行 日 | 平日のみ（土・日・祝、12月29日～1月3日を除く） |
| 運行時間 | 午前８時～午後５時（予定） |
| 運行委託事業者 | 発注者が別途委託契約を締結する |
| 車 両 | 普通車１台（5～7人乗り）※発注者にて調達し、運行委託事業者に貸与 |
| 運 賃 | 別途設定（高齢者運賃、こども運賃を設定する予定） |
| 乗降場所 | 別途設定 |
| 予約方法 | 電話受付に加え、アプリ又はWEBページによる※コールセンターについては、発注者が別途委託契約を締結する |
| 予約受付開始日時 | 令和7年9月29日（予定） |
| 運行許可 | 運行委託事業者にて道路運送法第21条に基づく許可を受ける　　予定 |

**１０　成果品**

　以下の納品物を本町が指定する場所に納品すること。

（１）システム設定書

（２）運行委託事業者向けマニュアル（配車システム及びドライバーシステム）

（３）システム管理者向けマニュアル

（４）利用者向け操作マニュアル

（５）実証実験後のデータ分析結果を含む電子データ※

※分析データの項目等については、本町と協議して決定する。

（６）利用者へのアンケート結果等の集計結果を含む電子データ

（７）本格導入に向けた提案書

上記全成果品の電子データと印刷物２部

**１１　その他の提案**

　本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載した暫定的なものであり、受注者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を　見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

**１２　著作権**

　本事業の成果品等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受注者に留保されるが、発注者が本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できる　ものとする。

**１３　秘密の保持**

本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に利用させ、または開示してはならない。

また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び多度津町個人　　情報保護法施行条例を順守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う　こと。なお、本業務履行後も同様とする。

**１４　その他**

（１）受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と連絡調整を密にし、必要に応じて適宜打合せを行うこと。

（２）受注者は、関係法令順守の上、本業務を遂行するものとする。

（３）発注者は、本業務の履行状況について必要な報告を求めることができる。また、本　　業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。

（４）本業務遂行中に受注者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに発注者に連絡する　こと。また、その場合の損害賠償責任は受注者が負うこと。

（５）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議・調整の上で実施するものとする。